

Info
環境保全関係功労者表彰
(環境保全推進功労)

富田响子さんと清崎孝子さんが愛知県から環境保全関係功労者表彰を受けました。

県内の環境の保全に関し顕著な功績があった個人等を表彰するもので、お2人は長年にわたり地域環境保全委員として、地域の巡視や環境美化に貢献し、その功績が認められました。



左：富田响子さん 右：清崎孝子さん

Info
国民健康保険税・
後期高齢者医療保険料・
介護保険料を決定

今年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました。7月中に納税(納入) 通知書や決定通知書を送付します。

保険税・保険料の徴収は、年金の支給時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いただく普通徴収の2種類の方法があります。

納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。

普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。

通知書に同封する口座振替依頼書をご利用ください。

なお、今年度は国民健康保険税の賦課限度額の改定を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少などにより納付が困難な方は、前年中の所得に応じて、保険税・保険料の減免を受けることができます。改定の内容や減免の詳細につきましては、通知書に同封する案内をご確認ください。

▼問合せ

保険課国民健康保険・医療係

(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)

☎ 28・0917

保険課高齢者・介護係

(介護保険料) ☎ 28・0100

Info
国民健康保険、後期高齢者
医療、各種福祉医療の
受給者証等の更新

現在ご使用の国民健康保険高齢受給者証及び各種医療制度の受給者証等の有効期限は、7月31日(土)です。

8月1日(日)から使用する新しい受給者証等を交付します。申請書の提出が必要な場合もあります。忘れずに手続きを行ってください。

◆国民健康保険

「70歳から74歳までの方」

① 高齢受給者証

① 高齢受給者証 昨年の所得に応じて自己負担割合を判定し、7月下旬に送付します。

受給者証は70歳に到達した翌月(1日)が誕生日の方はその月)から使用するものです。新たに対象年齢に到達される方には、事前に送付します。

② 限度額適用・標準負担額減額認定証は限度額適用認定証

昨年の所得に応じて交付できるかどうかを判定し、対象となる方のみ、7月下旬に送付します。

「70歳未満の方」

① 特定疾病療養受療証

① 特定疾病療養受療証 認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、昨年の所得に応じて自己負担限度額を判定し、受療証を7月中旬に送付します。

② 限度額適用・標準負担額減額認定証 または限度額適用認定証

8月以降も認定証が必要な方は役場1階3番窓口保険課で申請してください。

◆後期高齢者医療

新しい保険証(若草色)を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証をお持ちの方で、

8月1日(日)以降も交付対象になる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。

◆後期高齢者福祉医療

更新手続きのご案内を7月中旬に送付します。郵送または保険課で手続きを行ってください。提出書類を確認後、新しい受給者証を送付します。

必要書類 個人により異なりますので、案内文で確認してください。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療係 ☎ 28・0917

Info
後期高齢者医療
コールセンターの開設

愛知県後期高齢者医療制度において、被保険者の保険料と保険証に関するコールセンター(電話窓口)を開設します。保険料の算定方法や保険証の負担割合等については、コールセンターへお問い合わせください。

▼コールセンター電話番号 ☎ 0570・011558

(ご利用には通話料がかかります。)

▼期間 7月12日(月)～8月31日(火)

※土日・祝日も開設

▼時間 午前8時45分～午後5時15分

▼ご注意 コールセンターは、受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示したりすることは一切ありません。

▼問合せ 愛知県後期高齢者医療広域連合管理課保険料グループ ☎ 052・955・1223

保険課国民健康保険・医療係 ☎ 28・0917